

第2章

快適で安全・安心な生活環境のまち

第1章

第2章

第3章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

重点
プロジェクト資料
編

2-1 環境保全



目的と方針

涸沼を有する町として、内外に誇りうる環境共生のまちづくりを進めるため、涸沼の保全・水質改善に向けた取り組みをはじめ、環境保全施策を積極的に推進します。

現状と課題

地球温暖化がさらに深刻化し、人類の生存までも脅かそうとしているほか、国や地域においても、自然の減少や海・河川の水質汚濁、大気汚染等の環境問題が発生し、あらゆる主体が環境の保全や資源・エネルギーの循環、そして脱炭素社会の形成に向けた具体的行動を起こすべき時代を迎えています。

本町は、絶滅危惧種であるヒヌマイトトンボをはじめ、海と川の魚介類や多様な植物が生息するとともに、数多くの水鳥が飛来する涸沼を有するなど、水と緑の豊かな自然が息づいています。

本町では、平成24年度に「茨城町環境基本計画（茨城町地球温暖化対策実行計画含む）」（平成25年度～令和4年度）を策定し、涸沼の水質改善や地球温暖化の防止に向けた取り組みをはじめ、環境保全に向けた各種施策を展開してきました。

また、平成27年度に涸沼が国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されたことを契機に、環境保全に対する意識を一層高揚させる取り組みを進めてきたほか、令和2年度には、2050年までに町内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

今後、こうした取り組みは、地球環境の保全や地域の自然環境の保全はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、人々が定住・移住したくなる環境づくりにもつながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このような中、本町では令和4年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「第2次茨城町環境基本計画（茨城町地球温暖化対策実行計画含む）」（令和5年度～令和14年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、涸沼の保全・水質改善をはじめ、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を積極的に推進し、内外に誇りうる環境共生のまちづくり、脱炭素社会の形成、気候変動への対応に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

2-1-1 涸沼の保全に関する意識啓発等の推進

- ① ラムサール条約湿地に登録された涸沼の環境や文化を未来へと継承するため整備される「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」を拠点として、涸沼の価値や魅力を広く発信するとともに、地域や学校、保全活動団体、来訪者等、多くの人々の交流・学習を推進します。
- ② 「茨城町涸沼環境フェスティバル」を開催し、涸沼の貴重な自然環境についての情報を発信するとともに、涸沼の保全に関する意識の啓発に努めます。
- ③ 涸沼環境学習会を開催し、次代を担う子どもたちが涸沼と町の将来について考えていく場の創出に努めます。

2-1-2 涸沼の水質改善

涸沼流域全体で水質改善に取り組む「クリーンアップひぬまネットワーク」との連携を強化し、涸沼流域住民の水質改善意識の一層の醸成、クリーン作戦など水質改善に向けた各種実践活動の活発化を促進します。

2-1-3 地球温暖化対策の推進

ゼロカーボンシティ宣言表明自治体として、カーボンニュートラル^{*26}の実現に向けた取り組みを積極的に推進し、地球温暖化対策を加速します。特に、必要な知識の普及・啓発を行いながら、町民・事業者・町が一体となって二酸化炭素排出量の削減を中心とした地球温暖化対策や気候変動適応策への取り組みを着実に進めます。

^{*26} 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

2-1-4 公害対策の推進

近隣騒音や生活排水による河川の汚濁、違法な野焼きなどの生活型の公害の防止に向け、町民のマナーの向上を促すため、広報紙やホームページを通じて関係法令の周知等を行います。

2-1-5 環境保全団体の自主的な活動の促進

環境美化活動や水質保全活動等を行う環境保全団体の活動支援を行い、自主的な活動の活発化を促進します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「涸沼水鳥・湿地センター(仮称)」来場者数(累計)	人	—	80,000
涸沼環境学習会参加者数(累計)	人	226	1,000
涸沼のCOD ^{*27}	mg/ℓ	6.7	5.4



涸沼環境学習会

*27 化学的酸素要求量。水質汚濁の指標の一つで、値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる。

2-2 ごみ処理等環境衛生



目的と方針

持続可能な循環型社会の実現に向け、広域的連携のもと、ごみの適正処理及び資源化、し尿の適正処理に努めます。

また、斎場の適正な管理・運営に努めます。

現状と課題

環境保全や資源・エネルギーの循環の重要性がますます高まる中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本町のごみ処理は、令和3年度から、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の3市1町で構成する「霞台厚生施設組合」で広域的に行っており、小美玉市に整備されたごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」が稼働しています。

また、し尿処理については、水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町の3市1町で構成する「茨城地方広域環境事務組合」で広域的に行っていますが、施設の老朽化が進んでいることなどから、広域処理の枠組みを再編し、笠間市と本町の2市町において新たなし尿処理施設の整備を推進しています。

本町ではこれまで、廃棄物の適正処理や資源化、不法投棄の防止、環境美化などに積極的に取り組んできました。

しかし、近年のごみの排出量は増加傾向にあるとともに、リサイクル率も県平均と比較すると低くなっています。また、不法投棄も依然として後を絶たない状況となっています。

このような状況を踏まえ、今後は、町民や事業者の理解と協力を促しながら、ごみの減量化・資源化、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の実現を目指していく必要があります。

また、町営斎場の「いばらき聖苑」については、老朽化が進んでおり、計画的な修繕等を行い、適正に管理・運営していく必要があります。

主要施策

2-2-1 ごみの適正処理と5Rの促進

- ① 広域的連携のもと、ごみ処理施設の適正な維持管理・運営など、ごみ処理体制の維持・充実に努めます。
- ② 広報紙やホームページなどによるごみの分別や減量化、5R^{※28}についての啓発活動の強化、町民の自主的な集団資源回収活動の促進など、循環型社会の形成に向けた町民・事業者・町の連携・協働による取り組みを推進します。

2-2-2 し尿の適正処理

広域的連携のもと、し尿処理施設の適正な維持管理・運営を行うとともに、新たな処理施設の供用開始に向けた整備計画を着実に進めます。

2-2-3 ごみの不法投棄の防止

ごみのない美しいまちづくりに向け、「茨城町まちをきれいにする条例」の周知を行うとともに、不法投棄監視員や県・警察と連携して監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

2-2-4 斎場の適正な管理・運営

「いばらき聖苑」について、老朽化した施設・設備の保守点検を行いながら、計画的な修繕を実施し、適正な維持管理・運営に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町民一人一日あたりのごみの排出量	g	(令和2年度) 917	(令和8年度) 618
ごみのリサイクル率 (ごみ総排出量における資源ごみの割合)	%	(令和2年度) 17.1	(令和8年度) 23.6

※28 リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)・リフューズ(ごみになるものを断ること)・リペア(修理)。

2-3 上・下水道



目的と方針

安全・安心な水の安定供給に向け、将来にわたって持続可能な水道事業を推進するとともに、湖沼や河川の水質保全と快適な生活環境づくりに向け、生活排水処理施設の整備及び普及促進を図ります。

現状と課題

給水人口の減少やこれに伴う料金収入の減少、老朽施設の更新や災害に強い施設の整備にかかる費用の増大など、水道を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、将来にわたって持続可能な水道事業を推進することが求められています。

本町においても、今後とも持続的な事業運営を実現し、安全な水の供給を行いつけるためには、水道事業を最適化していく必要があります。

このため、町の水道施設を常に健全かつ最適な状態に維持していく必要があり、計画的な保全により施設の長寿命化を図るとともに、より安全・安心で強靱な施設として計画的な更新を行う必要があります。

また、水道事業経営の持続性と健全性を確保するため、適正な財政基盤の見直しが必要であることから、人口減少に伴う水需要の変化に対応し、給水体制を適切な規模に見直すことにより、施設の更新及び将来の維持管理に要する費用を縮減することが重要です。

一方、生活排水処理は、河川や湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な居住環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業によって生活排水処理施設の整備を進めています。

それぞれの事業にあたっては、地域特性等を踏まえ、効率的な施設の整備や適正な維持管理を進めるとともに、町民への水質保全に関する啓発活動等を行い、接続率の向上や普及促進に努める必要があります。

主要施策

2-3-1 水道施設の整備

- ① 今後の水需要を考慮し、水道事業の効率化を図るため、浄水施設や管路等の更新計画に基づき、施設の整備に努めます。
- ② 施設の整備とあわせ、水の安定供給を図るため、共用給水管から配水管への転換など、水道管理体制の充実を図ります。

2-3-2 水道事業の基盤強化

- ① 安全・安心な公共サービスを持続できる事業運営に向け、利用者ニーズの把握に努めるとともに、施設の更新を見据えた財源の確保に向け、コストの削減を図るなど、効率的で健全な水道事業の運営を行います。
- ② 町民の水道事業に対する理解を深め、未加入世帯の加入を促進します。

2-3-3 公共下水道の整備

- ① 事業計画区域における早期かつ低コストな工法の検討と導入を行い、経済効率の高い整備を推進するとともに、様々な啓発活動を行い、供用区域における接続率の向上を図ります。
- ② 浄化センターや汚水管などの処理施設について、中長期的なストックマネジメント^{※29}に関する計画の策定を図り、適切な維持管理と安定した汚水処理に努めます。
- ③ 経営環境の変化に対応すべく、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、効率化・経営健全化に向け、経営戦略の見直しを行い、公共下水道事業運営の安定化に努めます。

※29 既存施設の有効活用や長寿命化を図り、建設から修繕・保全、廃棄処分等に至るトータルコストを低減するための管理手法。

2-3-4 農業集落排水の整備

- ① 農業・農村地域における用排水施設の機能維持とともに生活環境の向上や水質の改善を図るため、供用区域における未接続者に対し、生活排水処理の重要性についての啓発活動や戸別訪問等を行い、接続率の向上を図ります。
- ② 中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、最適整備構想に基づいて施設の長寿命化を図るなど適正な維持管理を推進し、農業集落排水事業運営の安定化に努めます。

2-3-5 合併処理浄化槽の普及促進

- ① 従来型のくみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と普及促進を図るため、引き続き合併処理浄化槽への転換に対する補助を行い、計画的な補助基数の拡充を図ります。
- ② 既存の合併処理浄化槽設置者に対し、適切な保守管理と点検の重要性について、関係機関と連携して啓発や指導を行います。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
上水道有収率	%	84.2	94.4
上水道普及率	%	90.1	91.8
石綿セメント管の残存延長	Km	4.4	0.0
汚水処理人口普及率	%	72.1	80.0
公共下水道施設接続率	%	85.4	88.0
農業集落排水施設接続率	%	90.9	91.0

2-4 公園・緑地



目的と方針

緑豊かで快適な住環境の形成やレクリエーション・いこいの場の確保に向け、公園・緑地の整備充実、町ぐるみの緑化推進に努めます。

現状と課題

公園・緑地は、緑豊かな住環境の形成やレクリエーション・いこいの場の確保、防災性の向上、景観形成などの重要な機能を有しています。

現在、本町には、奥谷公園や長岡公園をはじめとする都市公園・緑地が6箇所、洵沼自然公園や広浦公園、親沢公園をはじめとする都市公園以外の公園・緑地が10箇所整備されており、町民のいこい・やすらぎの場として、また観光・交流、レクリエーションの場として利用されています。

しかし、都市公園については、現在、町民一人あたりの都市公園面積は4.39㎡で、「茨城町都市公園条例」に基づく面積基準の10㎡に満たない状況となっており、計画的な整備が必要となっています。その他の公園・緑地についても、観光・交流資源等としての活用を見据えた整備が求められています。

また、これらの公園・緑地は、遊具などの設備の老朽化が進み、安全性の確保が課題となっているほか、適正な維持管理が求められています。

このため、関係団体等との協働による公園・緑地の維持管理及び遊具等の公園設備の点検・更新に努めるとともに、新たな公園・緑地の整備を検討していく必要があります。

さらに、本町では、関係団体等による緑化運動の促進に取り組んでいますが、今後とも、この取り組みを継続し、緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。

主要施策

2-4-1 前田東原公園の計画見直しの検討

前田・長岡地区の未整備となっている前田東原公園について、市街化の状況などを見極めつつ、事業化の必要性や実効性を含めて再検証を行うなど、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。

2-4-2 公園・緑地の適切な維持管理

既存の公園・緑地について、関係団体や企業等との協働により、適切な維持管理を行います。

2-4-3 遊具等の公園設備の点検・更新

安全性の確保と利用率の向上に向け、遊具をはじめとする老朽化した公園設備の点検・更新を計画的に推進します。

2-4-4 緑化の推進

関係団体等による自主的な緑化運動を促進し、町ぐるみの緑化を推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町民一人あたりの都市公園面積	m ²	4.39	5.11
湊沼自然公園利用者数	人/年	51,216	104,000

2-5 消防・防災



目的と方針

あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の強化を図ります。

現状と課題

近年、火災発生件数は全国的に減少傾向にありますが、火災による死者に占める高齢者の割合が高く、その安全対策の強化が求められています。

本町では、工業団地や桜の郷地区等に各種事業所が進出していますが、災害要因の多様化や火災の大規模化に備え、消防・防災にかかる人員を含め、装備や資機材の充実強化は欠かせません。

また、増加する救急要請に対し、適正利用を促すとともに、高度な資機材を整備して救命率の向上や質の高い応急手当の提供を図っています。

今後は、高齢化の一層の進行を見据え、消防職員・消防団員の資質の向上や装備・資機材の整備など総合的な消防力の強化を図るとともに、消防水利の整備、火災予防に関する取り組み及び自主防災組織の育成などが必要です。

一方、近年、全国各地で地震や大雨等による大規模災害が相次ぎ、人々の防災に対する関心がさらに高まっています。

本町では、指定避難所に防災倉庫を設置し、食料や飲料水を備蓄するとともに、資機材を整備しています。引き続き、資機材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の見直しが必要です。

また、土砂災害や水害を未然に防止するため、急傾斜地等の危険箇所の把握・周知、河川・水路の改修など、治山・治水対策が求められています。

今後は、防災全般の総合的指針である「茨城町地域防災計画」の見直しを適宜行い、総合的な防災・減災体制の強化を進めていくとともに、災害時に正確な情報を速やかに発信する必要があります。

また、原子力関連では、本町は東海・大洗地区の原子力事業所のUPZ^{*30}圏内に位置しています。各事業所の今後の動向を注視するとともに、町民の安全を確保するために必要な施策を推進することが必要です。

主要施策

2-5-1 総合的な消防力の強化

消防力の強化に向け、消防署の各小隊を再編し職員数の増加を図ります。また、消防職員・消防団員を消防学校等や各講習会へ派遣し、知識や技術の向上に努めるとともに、装備や資機材を整備します。

2-5-2 応急手当の普及啓発

応急手当の重要性を啓発し、応急手当講習会の受講を促進します。

2-5-3 消防水利の整備

大規模災害に備え、消火栓及び耐震性防火水槽の整備を行います。

2-5-4 地域防災力の強化

- ① 地域防災力の担い手として消防団員の確保や施設・装備の計画的更新を図り、消防団の充実・強化を促進します。
- ② 事業所への防火指導・消防訓練を積極的に推進し、火災の予防に努めます。
- ③ 防災訓練や各種研修会への参加を促進します。
- ④ 防災に関する広報・啓発活動を推進するとともに、地域防災の要となる自主防災組織の結成及び育成、活動支援に努め、町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。

^{*30} 緊急防護措置を準備する区域。原子力事故発生時に、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域で、原子力施設から概ね5～30kmとされている。

2-5-5 総合的な防災体制の確立

- ① 「茨城町地域防災計画」を適宜見直し、総合的な防災体制の強化を進めます。
- ② 地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化・多様化を図り、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を進め、速やかな情報発信に努めます。
- ③ 指定避難所の備蓄資機材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の適宜見直し、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、他自治体や企業、団体等との協力体制の強化を図ります。

2-5-6 治山・治水対策の推進

土砂災害及び洪水ハザードマップによる危険箇所の把握と周知を行いながら、関係機関と連携し、河川・水路の改修や急傾斜地の崩壊防止など治山・治水対策を推進し、災害の未然防止を図ります。

2-5-7 原子力安全対策の強化

原子力災害に迅速かつ的確に対応するため、国や県、関係自治体などと連携し、安全対策の強化を図ります。「屋内退避及び避難誘導計画」の周知徹底とあわせ、「広域避難計画」の策定を進めながら、各種対策の実効性を高める取り組みを推進します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
普通救命講習会実施回数	回/年	8	24
普通救命講習受講者数	人/年	30	150
防火指導実施回数	回/年	126	160
消火栓数	箇所	432	450
耐震性防火水槽数	箇所	31	35
自主防災組織の結成地区数	地区	29	50

2-6 交通安全・防犯



目的と方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりに向け、警察や関係団体、町民との連携のもと、交通安全体制、防犯体制の強化を図ります。

現状と課題

近年、交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、交通事故による死者に占める高齢者の割合が高く、その安全対策の強化が求められています。

本町においても、人身交通事故発生件数及び交通事故死者数は減少している中、高齢者が関わる事故の割合が多い状況にあります。

このため、子どもから高齢者までを対象とした交通安全教室の開催、警察や「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」などと連携した交通安全運動の展開など、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に向けた取り組みが必要となっています。

また、安全な交通環境を確保するため、カーブミラーや道路区画線などの交通安全施設を整備していますが、今後も、危険箇所については整備充実を進めていく必要があります。

一方、近年、犯罪の認知件数は全国的に減少傾向にありますが、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、安全・安心なまちづくりを進める上で防犯対策の重要性が高まっています。

住民が安心して生活していくためには、行政や関係機関・団体が連携した安全確保の取り組みはもとより、家庭や地域が一体となった防犯環境づくりが重要です。また、少子高齢化や核家族化の進行等により、地域の結びつきが希薄化していることから、一人でも多くの住民が防犯対策の重要性を認識し、地域ぐるみの防犯活動につながるよう、啓発活動を強化することが重要です。

本町では、警察や防犯連絡員などと連携し、防犯活動を展開していますが、引き続き、連携・協力体制や情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動を促進していく必要があります。

主要施策

2-6-1 交通安全普及啓発活動の推進

- ① 警察や関係団体と連携し、交通安全運動期間における街頭キャンペーンや車両広報等を実施するとともに、広報紙やホームページによる広報・啓発活動を行い、町民の交通安全意識の向上を図ります。
- ② 幼稚園、小学校、中学校等において、歩行や自転車の乗り方に関する交通安全教室を実施し、子どもの安全意識を高めます。
- ③ 高齢者が交通事故の被害者や加害者にならないよう、地域や高年者クラブ等と連携した交通安全講話を実施し、高齢者の交通事故防止を図ります。
- ④ 自転車損害賠償責任保険等への加入を促進し、自転車乗車中の交通事故に伴う危険性の周知や危険運転の抑止を図ります。

2-6-2 交通安全施設の整備

安全に通行することができる道路環境の確立を図るため、警察や道路管理者等と連携した危険箇所の調査・検証を踏まえ、交通安全施設の整備を行うとともに、関係機関管轄の施設については、整備されるよう調整・要望を行います。

2-6-3 交通安全団体の支援

交通安全普及啓発活動の中心的役割を果たしている「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」等の活動を支援し、交通安全活動の促進に努めます。

2-6-4 防犯意識の啓発

警察や関係団体と連携し、防犯に関する情報提供や広報・啓発活動に取り組み、町民の防犯意識の向上を図ります。

2-6-5 地域ぐるみの防犯活動の促進

自主防犯組織が活動しやすいよう支援を行うとともに、地域と防犯連絡員が連携した自主防犯活動の支援を行います。

2-6-6 防犯環境の整備

- ① 地域の安全を守るため、通学路を中心に防犯灯の整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。
- ② 道路や公園の樹木管理について、管理者と連携し、死角をつくらないなどの安全・安心な防犯環境の整備に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
人身交通事故発生件数	件/年	63	50
警察等と連携した交通安全教室の受講者数(累計)	人	1,498	10,000
防犯灯設置数	基	3,509	3,600



交通安全教室

2-7 消費者対策



目的と方針

町民の消費生活の安定と向上に向け、啓発や相談など、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

現状と課題

社会全体の情報化・デジタル化、消費生活のグローバル化の進展などに伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、オレオレ詐欺などの特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめとした消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、消費生活センターにおいて各種相談を受け付けていますが、消費者を取り巻く環境も変化していることから、関係機関・団体等と連携し、引き続き相談体制の強化に努めていかなければなりません。

また、消費者トラブルにあわないためには、町民が消費生活に必要な情報や知識を得ることが必要であることから、近年の環境変化に即した消費者への啓発や情報提供に努める必要があります。

主要施策

2-7-1 消費者への啓発等の推進

町民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、広報紙をはじめとする様々な媒体を活用し、消費者トラブルに関する最新情報の提供に努めるとともに、関係機関・団体等と連携した講習会の開催や出前講座の実施により、消費者への啓発を推進します。

さらに、成人年齢の引き下げによる若年層の消費被害の増加が懸念されるとともに、高齢者を狙った詐欺等の手口が巧妙化していることから、教育機関や高齢者関係団体等との連携を強化し、被害防止に向けた啓発や見守り体制の強化を図ります。

2-7-2 消費者保護体制の強化

相談体制の充実に向け、相談員の研修参加等によるスキルアップに努めるとともに、関係機関・団体等との連携を強化し、消費者トラブルに関する情報の収集や共有を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
消費啓発活動の実施回数	回/年	3	10



語り寸劇「うそこけ座」